

申請者:内藤 和美

論文題目: 会社役員賠償責任保険に関する日米比較検討
～「不誠実免責条項」および「法令違反行為免責条項」に関する検討を中心として～

審査員 近見正彦
米山高生
小川英治

最近の企業経営において、コーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスは喫緊の重要課題になっているが、会社役員賠償責任保険は、会社役員が法令等に違反して損害賠償の責任を負担したことに起因する損害をカバーする保険である。

同保険は、1940年代初めに米国で誕生・発展した保険で、わが国には、平成2年に導入されている。導入当初においては、その重要性はそれほど認識されていなかったが、平成5年の商法改正後、株主代表訴訟が数多く提起されるようになって、各企業は、同保険の重要性を広く認識することとなり、今日では、企業経営上、必須の保険となっている。しかしながら、同保険に関する研究は、未だ緒に付いたばかりで、その詳細な研究は将来に委ねられている。

内藤氏の論文は、このような、未だ十分な研究がなされていない会社役員賠償責任保険に意欲的に取り組んだもので、何よりもその難問に果敢に取り組んだ積極さと学界での研究が少ないにもかかわらず一応の成果をあげている努力を評価しなければならない。

内藤氏は、同保険の米国およびわが国における生成・発展を明らかにした後、同保険の内容である約款上の問題を取り上げる。それについては、いわゆる免責条項中最も重要な行為免責条項の一つである米国の不誠実免責条項とわが国の法令違反行為免責条項を取り上げ、その趣旨、概念の相違、解釈の違い、免責範囲の相違等を比較検討する。

判例も少なく、かつ研究も少ない状況の中において、内藤氏は、可能な限りの判例および先行研究を集め、詳細に検討しており、現在の研究状況のもとでは、同氏の学界への貢献には、大きなものがある。しかし、一方では、論理の展開に関して、若干精密さを欠いている点もないわけではない。たとえば、わが国の法令違反行為免責条項は、そもそも米国の不誠実免責条項をほとんどそのまま受け継いだものであったが、後にわが国固有の状況を勘案して改正がなされ、現在に至っている。ごく表面的に見れば、米国の不誠実免責条項とわが国の法令違反行為免責条項の内容は、当初ほとんど同じであったが、その後相違が生じ、現在に至るわけである。内藤氏は、わが国の現行法令違反行為免責条項は、解釈上米国の不誠実免責条項とほぼ同じ内容であるとしているから、わが国固有の状況を考慮して米国の不誠実免責条項と内容的に相違を見せたにもかかわらず、現行の法令違反行為免責条項が解釈上なぜ不誠実免責条項とほぼ同様な内容になるのか、その詳細な理由が必ずしも定かではない。もう少し丁寧な検討がなされる必要があろう。

しかし、上記の点は、内藤氏の研究の価値を大きく損なうものではない。

論文の構成、叙述の進め方、検討の着実さ等、十分に博士論文の基準に達しているし、将来保険研究者として自立して研究を進める能力も有している。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。